建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準・算定単位あたりの汚水量及びＢＯＤ参考値

建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)

建築用途別処理対象人員算定							(参考) 建築用途別汚水及びＢＯＤ濃度			
類似用途別番号	建築用途				処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及び BOD 濃度参考値		処理対象人員(n) 1 人当たりの汚水量及び BOD 量参考値	
							合併浄化対象		合併処理	
					算定人員	算定単位	汚水量	ＢＯＤ	水量負荷算定	BOD 負荷算定
1	集会場施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場		n=0.08A	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	16 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	(l/人・日) ○ (200)	(g/人・日) (30)
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場		n=16C	n:人員(人) C:総便器数(個)(*1)	2,400 (l/個・日)	260 (mg/l)	(150)	○ (40)
		ハ	観覧場・体育館		n=0.065A	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	10 (l/㎡・日)	260 (mg/l)	(155)	○ (40)
2	住宅施設関係	イ	住宅	A≦130 の場合(*2)	n=5	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	1,000 (l/戸・日)	200 (mg/l)	○ (200)	○ (40)
				130<A の場合(*2)	n=7		1,400 (l/戸・日)			
		ロ	共同住宅		n=0.05A	n:人員(人) ただし、1 戸当たり n が、3.5 人以下の場合は 1 戸当たりの n を 3.5 人又は 2 人(1 戸が 1 居室(*3)だけで構成されている場合に限る。)とし、1 戸当たりの n が 6 人以上の場合は 1 戸当たりの n を 6 人とする。 A:延べ面積(㎡)	10 (l/㎡・日)	200 (mg/l)	○ (200)	○ (40)
		ハ	下宿・寄宿舎		n=0.07A	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	14 (l/㎡・日)	140 (mg/l)	○ (200)	○ (28)
		ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設		n=P	n:人員(人) P:定員(人)	200 (l/人・日)	200 (mg/l)	○ (200)	○ (40)
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館	結婚式場又は宴会場を持つ場合	n=0.15A	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	30 (l/㎡・日)	200 (mg/l)	○ (200)	○ (40)
				結婚式場又は宴会場を持たない場合	n=0.075A		30 (l/㎡・日)	100 (mg/l)	○ (400)	○ (40)
		ロ	モーテル		n=5R	n:人員(人) R:客室数	1,000 (l/室・日)	50 (mg/l)	○ (200)	○ (30)
		ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家		n=P	n:人員(人) P:定員(人)	200 (l/人・日)	200 (mg/l)	(l/人・日) ○ (200)	(g/人・日) ○ (40)

類似用途別番号	建築用途					処理対象人員 算定人員	処理対象人員 算定単位	算定単位当たりの汚水量及び BOD 濃度参考値 合併浄化対象 汚水量	合併浄化対象 BOD	処理対象人員(n) 1 人当たりの汚水量及び BOD 量参考値 合併処理 水量負荷算定	合併処理 BOD 負荷算定
4	医療施設関係	イ	病院・療養所・伝染病院	業務用厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300 床未満の場合	n=8B	n:人員(人) B:ベッド数(床)	ベッド数 300 床以下 1,000 (l/床・日)	厨房・洗濯施設のある施設 320 (mg/l)	(125) ○ (113)	○ (40) (36)
					300 床以上の場合	n=11.43(B300)+2,400					
				業務用厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	300 床未満の場合	n=5B		ベッド数 300 床を超える床数 1,300 (l/床・日)	厨房・洗濯施設のない施設 150 (mg/l)	○ (200) ○ (182)	(30) (27)
					300 床以上の場合	n=7.14(B300)+1,500					
		ロ	診療所・医院			n=0.19A	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	25 (l/㎡・日)	300 (mg/l)	(130)	○ (40)
5	店舗関係	イ	店舗・マーケット			n=0.075A	n:人員(人)	15 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	○ (200)	(30)
		ロ	百貨店			n=0.15A		30 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	○ (200)	(30)
		ハ	飲食店	一般の場合		n=0.72A		130 (l/㎡・日)	220 (mg/l)	(180)	○ (40)
				汚濁負荷の高い場合		n=2.94A		260 (l/㎡・日)	450 (mg/l)	(90)	○ (40)
				汚濁負荷の低い場合		n=0.55A		110 (l/㎡・日)	200 (mg/l)	○ (200)	○ (40)
		ニ	喫茶店			n=0.80A		160 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	○ (200)	(30)
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場			n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	15 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	○ (200)	(30)
		ロ	パチンコ店			n=0.11A		22 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	○ (200)	(30)
		ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ			n=0.15A		30 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	○ (200)	(30)
		ニ	ディスコ			n=0.50A		100 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	○ (200)	(30)
		ホ	ゴルフ練習場			n=0.25S	n:人員(人) S:打席数(席)	50 (l/席・日)	150 (mg/l)	○ (200)	(30)
		ヘ	ボーリング場			n=2.50L	n:人員(人) L:レーン数(ﾚｰﾝ)	500 (l/ﾚｰﾝ・日)	150 (mg/l)	○ (200)	(30)
		ト	バッティング場			n=0.20S	n:人員(人) S:打席数(席)	40 (l/席・日)	150 (mg/l)	(l/人・日) ○ (200)	(g/人・日) (30)

類似用途別番号	建築用途					処理対象人員 算定人員	処理対象人員 算定単位	算定単位当たりの汚水量及び BOD 濃度参考値 合併浄化対象 汚水量	算定単位当たりの汚水量及び BOD 濃度参考値 合併浄化対象 BOD	処理対象人員(n) 1 人当たりの汚水量及び BOD 量参考値 合併処理 水量負荷算定	処理対象人員(n) 1 人当たりの汚水量及び BOD 量参考値 合併処理 BOD 負荷算定
6	娯楽施設関係	チ	テニス場	ナイター設備を設ける場合		n=3S	n:人員(人) S:コート面数(面)	600 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	○ (200)	(30)
				ナイター設備を設けない場合		n=2S		400 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	○ (200)	(30)
		リ	遊園地・海水浴場			n=16C	n:人員(人) C:総便器数(個)(*1)	2,400 (l/面・日)	260 (mg/l)	○ (150)	○ (40)
		ヌ	プール・スケート場			n=(20C+120U)/8*t	n:人員(人) C:大便器数(個) U:小便器数(個)(*4) t:単位便器当たり 1 日平均使用時間(時間)　t=1.0～2.0	－	150 (mg/l)	－	－
		ル	キャンプ場			n=0.56P	n:人員(人) P:収容人員(人)	70 (l/人・日)	320 (mg/l)	○ (125)	○ (40)
		ヲ	ゴルフ場			n=21H	n:人員(人) H:ホール数(ﾎｰﾙ)	250 (l/人・日)	130 (mg/l)	○ (250)	(26)
7	駐車場関係	イ	サービスエリア	便所	一般部	n=3.60P	n:人員(人) P:駐車ます数(ます)	480 (l/ます・日)	300 (mg/l)	(135)	○ (40)
					観光部	n=3.83P		510 (l/ます・日)			
					売店なし PA	n=2.55P		340 (l/ます・日)			
				売店	一般部	n=2.66P		180 (l/ます・日)	590 (mg/l)	(115)	○ (40)
					観光部	n=2.81P		190 (l/ます・日)			
		ロ	駐車場・自動車車庫			n=(20C+120U)/8*t	n:人員(人) C:大便器数(個) U:小便器数(個)(*4) t:単位便器当たり 1 日平均使用時間(時間)　t=0.4～2.0	－	－	－	－
		ハ	ガソリンスタンド			n=20	n:人員(人) 1 営業所当たり	－	－	－	－
8	学校施設関係	イ	保育所･幼稚園･小学校･中学			n=0.20P	n:人員(人) P:定員(人)	50 (l/人・日)	180 (mg/l)	○ (200)	(36)
		ロ	高等学校・大学・各種学校			n=0.25P		60 (l/人・日)	180 (mg/l)	○ (200)	(36)
		ハ	図書館			n=0.08A	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	16 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	○ (200)	○ (30)
9	事務所関係	イ	事務所	業務用厨房設備を設ける場合		n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	10 (l/㎡・日)	200 (mg/l)	(l/人・日) ○ (200)	(g/人・日) (40)
				業務用厨房設備を設けない場合		n=0.06A		10 (l/㎡・日)	200 (mg/l)	(270)	○ (40)

類似用途別番号	建築用途				処理対象人員 算定人員	処理対象人員 算定単位	算定単位当たりの汚水量及び BOD 濃度参考値 合併浄化対象 汚水量	合併浄化対象 BOD	処理対象人員(n) 1 人当たりの汚水量及び BOD 量参考値 合併処理 水量負荷算定	合併処理 BOD 負荷算定
10	作業所関係	イ	工場・作業所・研究所・試験所	業務用厨房設備を設ける場合	n=0.75P	n:人員(人) P:定員(人)	100 (l/人・日)	300 (mg/l)	(133)	○ (40)
				業務用厨房設備を設けない場合	n=0.30P		60 (l/人・日)	150 (mg/l)	○ (200)	(30)
11	1から10の用途に属さない施設	イ	市場		n=0.02A	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	4.2 (l/㎡・日)	200 (mg/l)	○ (200)	○ (40)
		ロ	公衆浴場		n=0.17A		33 (l/㎡・日)	50 (mg/l)	○ (200)	(10)
		ハ	公衆便所		n=16C	n:人員(人) C:総便器数(個)(*1)	−	−		○
		ニ	駅・バスターミナル	P<100,000の場合	n=0.008P	n:人員(人) P:乗降客数(人/日)	−	−	○	
				100,000≦P<200,000の場合	n=0.010P					
				200,000≦Pの場合	n=0.013P					

注 (*1) 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。
(*2) この値は、当該地域における住宅の一戸当たりの平均的な延べ面積に応じて、増減できるものとする。
(*3) 居室とは、建築基準法の用語の定義でいう居室であって、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。
(*4) 女子専用便所にあっては、便器数のおおむね 1/2 を小便器とみなす。